

令和3年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所・認定こども園分

実施日	法人・会社名	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容等	根拠法等	改善状況・適用
令和3年10月12日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	保育時間、開所日数等の状況	開所日	7月下旬から8月中旬にかけて、平日を含む開所日に需要調査を口頭で実施していることを確認した。需要調査の実施にあたっては、あくまでもやむを得ない場合の範囲を超えないことに留意するとともに、利用保護者との明確な確認方法により実施記録の整備をすること。さらに加えて、開所日数等については、令和元年度の施設監査時にも指摘しており、今後、同様のことがないよう適正に改めること。	「保育所入所手続き等に関する運用改善等について(通知)」平成8年6月28日児保第12号 「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第26条	改善済
令和3年11月9日	社会福祉法人 愛和会	認可保育所	ささやのぞみ保育園	保育時間、開所日数等の状況	開所時間外の費用徴収	入園のしおりに、延長保育時間を超えた場合の費用徴収について「30分につき1,000円を徴収する」旨記載があった。また、このことについては、園運営規程にも明記されていなかった。現在までその徴収をしたことはないとのことだが、開所時間を超えての園としての対応に対して、保護者から費用を徴収することは不適切であるため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第17条第2項、同第37条	改善済
令和3年11月9日	社会福祉法人 愛和会	認可保育所	のぞみの森保育園	保育時間、開所日数等の状況	開所時間外の費用徴収	入園のしおりに、延長保育時間を超えた場合の費用徴収について「30分につき1,000円を徴収する」旨記載があった。また、このことについては、園運営規程にも明記されていなかった。現在までその徴収をしたことはないとのことだが、開所時間を超えての園としての対応に対して、保護者から費用を徴収することは不適切であるため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第17条第2項、同第37条	改善済
令和3年7月27日	個人	地域型 (小規模A)	ひまわり子どもの家	職員配置の状況	職員配置の状況	土曜日の開所時間内において、複数名の利用乳幼児が登園していたが、保育士資格を有しない保育補助者が早番のシフトにより1名で勤務している時間帯があったことを確認した。開所時間中に、利用乳幼児のいない時間帯においては保育士の配置を求めなくとも差し支えないが、利用乳幼児がいる場合は、保育士を配置する必要があることから、利用乳幼児に応じた保育士を配置すること。なお、利用乳幼児がいる時間帯においては、保育士資格を有しない従事者を1名のみで勤務するシフトで配置しないよう注意すること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第29条	改善済
令和3年11月2日	社会福祉法人 さくら福祉会	認可保育所	とやの保育園	職員配置の状況	最低基準	0歳児クラスで10人の乳児に対して、3名の保育士の配置を確認した。9時30分からもう1名の保育士が配置になるとのことだったが、施設巡回時にはまだ配置になっていなかった。保育士の配置は、常時、最低基準を満たすこと。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条	改善済
令和4年4月19日	学校法人 白百合学園	私立幼稚園型 認定こども園	認定こども園 白百合幼稚園	諸規程の整備・運用 状況	運営規定と園則の 齟齬	職員配置と休業日の内容について運営規程と園則とで齟齬があるため改めること。	「運営規程」第5条、第7条第2項、「園則」第8条、第11条	改善済
令和3年8月10日	グローバルラブ 株式会社	地域型 (小規模A)	Ribbon保育園がまた	健康管理(職員)の 状況	雇入れ時健康診断	令和3年度から採用した4名の職員雇入れ時の健康診断が未実施であり、不適切な雇用の手続きが確認された。法令に基づき雇入れ時の健康診断を適正に実施すること。	「労働安全衛生法」第66条、「労働安全衛生規則」第43条	改善済
令和3年8月10日	くるみドリーム 株式会社	地域型 (小規模A)	くるみ保育園	健康管理(職員)の 状況	雇入れ時健康診断	前回監査時以降に採用した6名の職員雇入れ時の健康診断のうち、4名が未実施、2名が採用時より3か月以上前の診断書(前の職場で実施した定期健康診断書など)の提出により雇入するなど、不適切な雇用の手続きが確認された。法令及び就業規則に基づき雇入れ時の健康診断を適正に実施すること。	「労働安全衛生法」第66条、「労働安全衛生規則」第43条、「就業規則」第10条	改善済
令和4年4月13日	福島市	公立保育所	東浜保育所	施設設備の状況	面積基準	1歳児の入所児童数が面積基準に抵触しているため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条	改善中
令和4年4月22日	福島市	公立保育所	蓬莱第二保育所	施設設備の状況	面積基準	1歳児の入所児童数が面積基準に抵触しているため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条	改善中
令和4年4月8日	福島市	公立保育所	渡利保育所	施設設備の状況	面積基準	1歳児の入所児童数が面積基準に抵触しているため改めること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条	改善中
令和3年8月5日	社会医療法人 福島厚生会	地域型 (事業所内)	すばる保育園	施設設備の状況	面積基準	学習室と学習室前の廊下を、1・2歳児(10名)の保育室として利用していることを確認した。学習室においては、午睡時に利用されているものの、十分な間隔が確保されているものではなく、利用乳幼児数(10名)に対する必要面積を確保できていない状況である。本来、廊下は構造的に保育する場所として適している環境ではないため、廊下を保育室として利用することは適切ではない。認可基準を満たすよう方を講じること。また、クラス編成等により施設内の保育室の配置を変更した場合には、変更届出が必要となる。現状、学習室も含め、施設内の保育室の配置については認可時の配置と相違があるため、認可基準を再度確認のうえ実施に合わせて認可(変更)届出すること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第43条 「児童福祉法施行規則」第36条の3第36第3項	改善済
令和3年8月10日	グローバルラブ 株式会社	地域型 (小規模A)	Ribbon保育園がまた	施設設備の状況	面積基準	乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる事業所は、乳児室又はほふく室(室としての区切られた空間)を設ける必要がある。また、その面積は、一人につき3.3m以上を確保しなければならないため、乳児定員5名の施設においては16.5m以上でなければならない。入所児童数に対して必要となる面積を確保し、改善すること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条 「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第28条	改善済
令和3年7月29日	株式会社 ペンギンエデュケーション	地域型 (小規模A)	ペンギンナーサリー スクールふくしま	施設設備の状況	面積基準	1歳児クラスで10名を保育していることを確認した。当該保育室については、現状、利用乳幼児数に対する面積を確保している状況でないため、利用乳幼児数の調整、クラス編成の調整等により基準を満たすよう方を講じること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第28条第1項	改善済
令和3年12月16日	社会福祉法人 福島福祉施設協会	認可保育所	瀬上保育所	施設設備の状況	遊戯室の子育て支援 センターとの共用	保育所遊戯室において、せのうえ子育て支援センター共用で使用していることを確認した。遊戯室は認可保育所の設備基準として必置となっており、共用は認められない。明確に区分する。または、子育て支援センターを別の場所で事業運営するなど、適正かつ早急に改善すること。	「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条第4項、第5項	改善中
令和3年10月12日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	安全管理の状況	安全確保	2歳児保育室に設置してある電子ピアノについては、転倒の恐れがあるため、固定するなど、転倒防止の策を講じること。	「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」H13.6.15雇児総発第402号 「保育所保育指針」第3章3	改善済

令和3年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所・認定こども園分

実施日	法人・会社名	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容等	根拠法等	改善状況・適用
令和3年11月25日	社会福祉法人 桜桃会	認可保育所	さくらんぼ保育園	安全管理の状況	事故報告	治療に要する期間が30日以上のお骨折を伴う事故が発生していたが、所管課に報告をしていないことを確認した。 国通知及び市事故報告フローに基づき、治療に要する期間が30 日以上のお負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、市ホームページ等に掲載してある既定の報告様式により所管課に報告すること。	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」平成29年11月10付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110号、子子発1110号第1号、子家発1110第1号通知 「事故報告フロー通知について」令和2年6月22日付け福島市幼稚園・保育課長事務連絡	改善済
令和3年11月25日	社会福祉法人 桜桃会	認可保育所	さくらんぼ森合保育園	安全管理の状況	事故報告	テーブルに顔面をぶつける事故が発生しているのを確認した。発生時は外傷がなく、打撲と認識していたが、1か月以上経過してから受診したところ、事故報告が必要な事故であった。 国通知及び市事故報告フローに基づき、治療に要する期間が30 日以上のお負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、市ホームページ等に掲載してある既定の報告様式により報告すること。	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」平成29年11月10付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110号、子子発1110号第1号、子家発1110第1号通知 「事故報告フロー通知について」令和2年6月22日付け福島市幼稚園・保育課長事務連絡	改善済
令和3年11月18日	社会福祉法人 吾妻福祉会	認可保育所	さゆり第二保育園	安全管理の状況	事故報告	治療に要する期間が30日以上のお骨折を伴う事故が発生していたが、所管課に報告をしていないことを確認した。 国通知及び市事故報告フローに基づき、治療に要する期間が30 日以上のお負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、市ホームページ等に掲載してある既定の報告様式により所管課に報告すること。	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」平成29年11月10付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110号、子子発1110号第1号、子家発1110第1号通知 「事故報告フロー通知について」令和2年6月22日付け幼稚園・保育課長事務連絡	改善済
令和3年12月21日	社会福祉法人 泉福祉会	認可保育所	たんぼぼ保育園	安全管理の状況	事故報告	治療に要する期間が30日以上のお骨折を伴う事故が発生していたが、所管課に報告をしていないことを確認した。 国通知及び市事故報告フローに基づき、治療に要する期間が30 日以上のお負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、市ホームページ等に掲載してある既定の報告様式により所管課に報告すること。	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」平成29年11月10付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110号、子子発1110号第1号、子家発1110第1号通知 「事故報告フロー通知について」令和2年6月22日付け福島市幼稚園・保育課長事務連絡	改善済
令和4年3月28日	学校法人 福島文化学園	私立幼稚園型 認定こども園	今、ここ。宮町	安全管理の状況	安全確保	保育室内のアルコール消毒液が、子どもの手の届く場所に保管されていた。乳幼児の安全確保の観点から、適正に管理すること。	「福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第7条 「保育所保育指針」第3章3 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」第3章第4節2	改善済
令和4年4月19日	学校法人 福島愛隣学園	私立幼稚園型 認定こども園	認定こども園 愛隣幼稚園	安全管理の状況	事故報告	治療に要する期間が30日以上のお骨折を伴う事故が発生していたが、所管課に報告をしていないことを確認した。 国通知及び市事故報告フローに基づき、治療に要する期間が30 日以上のお負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、市ホームページ等に掲載してある既定の報告様式により所管課に報告すること。	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」平成29年11月10付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110号、子子発1110号第1号、子家発1110第1号通知 「事故報告フロー通知について」令和2年6月22日付け福島市幼稚園・保育課長事務連絡	改善済
令和3年12月21日	社会福祉法人 泉福祉会	認可保育所	たんぼぼ第二保育園	保育(教育)内容の 状況	保育の計画	全体的な計画の策定が不十分である。保育所保育指針改訂以前の旧保育課程により、保育を実施していた。前回、前々回と確認したところ、検討しているとのことだったが、いまだに完成していなかった。早急に策定すること。	「保育所保育指針」第1章3	改善済
令和3年12月21日	社会福祉法人 泉福祉会	認可保育所	たんぼぼ保育園	保育(教育)内容の 状況	保育の計画	全体的な計画の策定が不十分である。保育所保育指針改訂以前の旧保育課程により、保育を実施していた。前回、前々回と確認したところ、検討しているとのことだったが、いまだに完成していなかった。早急に策定すること。	「保育所保育指針」第1章3	改善済
令和3年7月20日	株式会社 ドリーム	地域型 (小規模A)	つくしんぼ保育園	健康管理(児童)の 状況	児童の健康診断	健康診断については利用開始時に実施することになっているが、直近の乳児健診時(年4回実施)に受診していたため、5月入所の児童の受診時期が遅れていた。利用開始前、または1か月以内に受診すること、または6か月以内に市町村が実施する健康診断を受診していた場合には、その結果をもって入所時の健康診断に代えること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第17条 「保育所保育指針」第3章	改善済
令和4年1月20日	福島学院大学	私立幼保連携型 認定こども園	福島学院大学 認定こども園	健康管理(児童)の 状況	児童の健康診断	入園児童の健康状態の確認について、入園申し込みの際の「生活調査票」記載による保護者申告制のみで、入園時の健康診断を行っていないことを確認した。適正に実施すること。	福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第16条	改善済
令和3年12月1日	あおぞら 株式会社	地域型 (小規模A)	あおぞら保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー対応給食の提供について、食物アレルギー用給食(実施)申請書を徴取していないことを確認した。保育所におけるアレルギー対応は、安全・安心な生活を送ることができるよう、適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和3年10月12日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	給食の状況	哺乳瓶・食器・食具等 の持参	乳児が使用する哺乳瓶、2歳児が使用するスプーン、フォーク等の食具について、持参させていることを確認した。食器や食具は、保護者の負担を軽減するために施設で備え、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じること。 また、これについては、令和元年度及び2年度にも指摘しており、改善されていない。今回、必ず改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第14条	改善済
令和3年7月21日	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 福島県済生会	地域型 (小規模A)	なでしこ保育園	給食の状況	給食の調理・提供	乳児の粉ミルクについては、家庭から持参させて保護者負担としていることを確認した。粉ミルクについては給付費の対象(給食材料費)となっていることから、給食として提供すること。	「特定教育・保育施設指導監査等Q&A集福島市版第3版」No.12	改善済

令和3年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所・認定こども園分

実施日	法人・会社名	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容等	根拠法等	改善状況・適用
令和3年10月12日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	給食の状況	給食の調理・提供	土曜日の献立については献立通りの自園調理で提供せず、仕出し弁当や調理パン等を提供していることを確認した。利用乳幼児に食事を提供するときは、施設内で調理する方法により提供すること。また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。献立通りに調理し、提供すること。さらに加えて、土曜日の給食提供については、令和元年度の施設監査時にも弁当持参が確認され、指摘している。今後、同様のことがないよう適正に改めること。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第15条	改善済
令和3年8月10日	グローバルラブ株式会社	地域型 (小規模A)	Ribbon保育園がまた	給食の状況	給食の状況及び会計処理状況	出席児童がいなかった土曜日に給食を調理し、平日においては児童に提供するのための給食を必要人数分より多く調理しているケースが確認された。子どもの栄養状態、摂食量、残食量等を把握し、食事計画の改善に努め、定期的に園長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画、評価を行ったうえで、適切な量の給食材料の購入及び調理を行うこと。また、児童の給食材料費には、職員の喫食分は含まれていないため、職員に給食を提供する場合は、当該給食の材料費の財源を児童の給食材料費とは別に確保し、その金額の根拠を明確に定めようとして、その収支については区別できるようにすること。	「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」R2.3.31子発0331第1号・陸発0331第8号)2 「子どものための教育・保育給付費国庫負担について」平成27年6月30日府子本第152号内閣府総理大臣通知	改善済
令和3年12月23日	社会福祉法人福島愛育園	認可保育所	あすなろ保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和3年12月14日	社会福祉法人聖母愛真会	認可保育所	こじか保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和4年1月12日	社会福祉法人おやま福祉会	認可保育所	スプーン保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和3年12月9日	学校法人三育学園	認可保育所	聖心三育保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和3年12月9日	学校法人三育学園	認可保育所	西部三育保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和3年12月14日	社会福祉法人ちゅうりっぷ福祉会	認可保育所	ちゅうりっぷ保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和3年10月19日	社会福祉法人矜持福祉会	認可保育所	てぞーろ保育園	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和3年11月2日	社会福祉法人さくら福祉会	認可保育所	鳥川保育園	給食の状況	アレルギー対応	卵アレルギーの児童の除去食を実施していたが、保護者とのやりとりで、少量ずつ提供していることが確認された。アレルギー除去食の提供は、「完全除去」が「完全解除」で実施するため、医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和4年3月24日	学校法人福島文化学園	私立幼稚園型認定こども園	今、ここ。瀬上	給食の状況	アレルギー対応	アレルギー除去食の実施において、医師の指示書がなかった。アレルギー除去食の実施は医師の指示書(診断書)に従って適切に実施すること。	「保育所におけるアレルギーガイドライン」 「保育所保育指針」第3章2	改善済
令和4年4月19日	学校法人福島愛隣学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園愛隣幼稚園	給食の状況	費用負担	乳児の粉ミルクについては、家庭から持参させて保護者負担としていることを確認した。粉ミルクについては給付費の対象(給食材料費)となっていることから、給食として提供すること。	「特定教育・保育施設指導監査等Q&A集福島市版第3版」No.12	改善済
令和4年4月19日	学校法人白百合学園	私立幼稚園型認定こども園	認定こども園白百合幼稚園	給食の状況	費用負担	乳児の粉ミルクについては、家庭から持参させて保護者負担としていることを確認した。粉ミルクについては給付費の対象(給食材料費)となっていることから、給食として提供すること。	「特定教育・保育施設指導監査等Q&A集福島市版第3版」No.12	改善済
令和4年4月26日	福島市	公立認定こども園	いいの認定こども園	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和4年4月28日	福島市	公立認定こども園	ひらの認定こども園	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和4年4月28日	福島市	公立認定こども園	ふくしま中央認定こども園	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和4年4月13日	福島市	公立保育所	余目保育所	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和4年4月26日	福島市	公立保育所	飯野あおぞら保育所	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和4年4月25日	福島市	公立保育所	御山保育所	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和4年4月12日	福島市	公立保育所	笹谷保育所	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済



令和3年度 社会福祉施設監査 実施結果

※保育所・認定こども園分

実施日	法人・会社名	事業種別	保育所名	項目	指摘事項	指摘内容等	根拠法等	改善状況・適用
令和4年3月22日	社会福祉法人 松葉福祉会	私立幼保連携型 認定こども園	福島ほなみ子ども園	会計処理の状況	費用負担	利用者にティッシュペーパーの持参を求めていることを確認した。公定価格の基本分単価に「保健衛生費」が含まれていることから、通常の教育・保育で使用する生活衛生用品等を持参させていることは、実質的な費用負担となり適切ではないため改めること。	「福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条	改善済
令和3年10月12日	個人	地域型 (小規模A)	野田町さくら保育園	その他	最低基準の遵守	施設監査時における指摘が多く、その都度改善されない項目も多い。 市の認可小規模保育施設として、最低基準を遵守し、事業運営を行うこと。	「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第3条、第4条	改善済